

自治研 9月号 かながわ

9

1977 自治体革新についての
Vol.-4 一考察(第1回連載)



神奈川県地方自治研究センター

「新神奈川計画と自治を考える」研究会

第4回 10月8日(土) 午後2時より
会場 横浜市教育文化センター 504号室

第5回 10月15日(土) 午後2時より
会場 横浜市教育文化センター 505号室

- テーマ1. 「社会計画としての新神奈川計画」
神奈川県参事 久保孝雄
2. 「“自治と連体”のなかで自治体の果す役割はなにか」
横浜国大 緒形昭義
(自治研センター理事)
3. 「“県民との共同作品”にするための県民参加のあり方について」
中央大学教授 横山桂次
(自治研センター代表理事)
4. 「自治研センターとして新神奈川計画をどう考えるか」
参加者の討論によりまとめる」

8月に続いて開催するこの研究会は、会員の自由参加により内容を充実させたいと考えます。日時は上記のとおりですが、講師の都合にあわせてテーマを決めます。決まり次第改めて通知します。

自治研 かながわ

もくじ ◆◆◆ CONTENTS

9 1977 自治体革新についての
Vol.-4 一考(第一回)



新神奈川計画と自治を考える研究会	
第3回～第5回の開催予定	2
理事・研究講師団会議開かる	3
自治体革新についての一考察(連載第1回)	
はじめに	5
第一章 地方財政危機の本質をめぐって	
一、地方財政危機の意味するもの	6
二、自治抑圧を許してきたもの	9
三、危機打開の方向をさぐる	13
県内自治体のうごき	18
編集後記	19

理事・研究講師団会議開かる

9月6日,専門的立場から1日かけて熱心に討議

自治研センターが発足して3ヶ月。7月20日の第1回理事会以後、新神奈川計画の研究会を2回開催し、多くの会員から意見が出されました。そのいずれもが、積極的に「新神奈川計画」の討議に参加してよりよい内容にしよう、というものでした。

2回の研究会をうけて、自治研センターとしてこの問題をどう扱うか、さらに専門的立場からこの計画をどうみるかを討議するため理事・研究講師団合同会議が開かれ、熱心な討議が展開されました。(詳細は特別号で報告します)

9月6日(火)午前11時から開かれた自治研センター理事・研究講師団会議には、理事講師団はじめ事務局、オブザーバー(県企画部)22名が参集しました。

まず事務局より第1回理事会以後の報告と、2回にわたる「新神奈川計画と自治を考える」研究会の報告が文書を添えて出されました。報告内容について承認したあと、議事にはいり、新神奈川計画の「基本構想」「基本計画」について、理事研究講師団のそれぞれ専門的立場からの意見をもとめました。出された意見の主なものは次のとおりです。(敬称略・発言順)

越智(横浜市大) 立派な内容だが、現実はいくらももっとドロドロしていて矛盾だらけなのだからスマートすぎるのではないかと。もっと説得力のある、軸を一本にすえた大胆な提起が必要だのではないかと。新神奈川計画で、住民・職員・労働者・農漁民などが燃えてくるような、改革のエネルギーとなるようなものにしてほしい。

渡辺(神奈川大) かかげている理念については賛成できる。社会計画という提起は良いが、神

奈川の恥部にあふれた訴えがあってもよいのではないかと。自治と連帯、県民との共同作品として県政を行う方向も理解できる。具体的な県民意思の反映をどうするか、自治のための施策をどうするか明かでない。施策の優先順位や財政的裏付けをどう見通しをたてるか注目する。

中尾(県会) 県民討論集会に参加したが横浜のはピンボケ、小田原のは線引きをめぐってかみあった。県民に現行制度上の問題があまりにも知らされていない現実をどう直すかが問題となる。財政を確保するための運動とその展望を明かにすることが必要だろう。

緒形(国大) 構想・計画の分け方がはっきりしていない。住民の関心は身近かなものに限られており県全体についての関心は少ないのが現実だ。そのなかで住民が直接かかわってくる計画は市町村のものになってしまう。県の計画としては国は、県は、自治体は、住民はどうするかをレベル設定し、自治と連帯という良い言葉を具体化させる方策を出すべきだ。広い県内の地域的ちがいを県でまとめるのは大変だとは思いますが……。

横山（中央大） 国と県・自治体との制度的な堀下げが足りない。特に県と市町村との役割分担の中で制度的な矛盾をはっきりさし示すことが必要であり、県から市町村への権限委譲などをはかり、県は基本自治体の連合体としての調整機能を強化する方向がもとめられている。県民参加にしても実態がハッキリしないし討論された内容がどう保障されるかしめすべきだ。

清水（関東学院大） 審議会での討論はフリーにできた。21世紀をめざした構想をふまえて8年先をめざした基本計画がつくられているが、計画はたしかに各部局からの原案をそのままとり入れてある。これから作られる3年ごとにローリングする実施計画にどうもこむか、各自治体と住民への共同作品とするための手法をどうつくりあげるかが課題である。実態は歪みもあり県職員は現実のどろどろしたものをみきわめ、県政白書づくりなどをとおして構想を現実のものにするための努力を期待したい。

片桐（藤沢市） 県の役割は中間的補助的な機構であるという認識をもって市町村討論をすすめてほしい。基本は市町村であり、権限を国からとり県の機能を含めて市町村の自主的活動を促進させるための分限をはかるべきだ。同時に生産者・勤労者の立場からの問題提起を含めて、労働の場からの参加も必要だ。計画の立案過程に参画できる方法をとり入れてもよいのではないかな。

小黑（フェリス短大） 日本人の習性から考えると、参加から自主管理へという発想へまだ到達していないように思う。首都圏内であって賃借アパートから公団公社、さらに1戸建へと移る住宅事情と定着人口が20%という現実からは、参加・自主管理は生れてこないのではないかな。政策の優先順位・参加の技術論・短期調整と中期計画とのかかわりなどが不明である。

中村（横須賀市職） 構想と計画の年次的ちがいはわかるがそれ以外の区分が明確でない。構想では県内のワクをふみこえ国政変革への展望を明かにしてもよいのではないかな。基本計画では平和と基地返還・憲法の理念にもとづく県政のあり方

などと、環境アセスメント条例をつくることなどの考えを出すべきだ。それにもとづく市町村討議と住民の討論の日常的継続的の保障をもとめたい。

野口（県評） 県評としては各単組での討議を開始し革新県政実現をめざしている。内容以前の問題として、将来予測のS・Dは20世紀をめざした社会計画としてのどぎつい予測があってもよかったのではないかな。基本モデルでの分析が待たれる。また情報提供と住民の目を県政にむけさせる方向がない限り県民の政策能力の成熟向上はできないと思う。

滝沢（横浜国大） 計画を実践する変革の主体となる若人の意識は、県という範囲でものを考えてはいない。国民・県民・市民という意識ではなく首都圏的マスコミ的指向が強い。日本の、しかも国際変革にむけての発想があっても良いのではないかな。東京中心の文化から離れ自分たちの見出した価値観を大切にするという最近の若人の意欲にどうかかわりをもつか、燃えさせるものがほしい。

出席者からの問題提起をうけたあと相互の討論にうつりました。「計画をつくるには、全体整合性と機能分担をどう調和させるかが問題となる。上位下位の全体整合性より、自決できる範囲をふやし機能分担を実体化させることをのぞむ」「計画の討議がただそれだけで終わるのでなく、参加への運動として継続させることが大切だ」「県のもつ権力構造が支配体制にくみこまれている現実をみつめ、改革にむけた努力を行っても、実質的な変革には10年かかるのではないかな」などの討論が続けられました。

このあと今後の研究会のすすめ方についての討論にはいり、新神奈川計画に対する見解や意見をすぐとりまとめるのではなく、さらに研究会の議論を深めて10月末頃までに結論を出すことになりました。そして第4回以後の研究会では

- ① 社会計画としての意義づけをどうみるか
- ② 自治と連帯のなかで自治体の役割分担は
- ③ 共同作品としての参加の形態のあり方の3本の柱にしぼった研究会を各項目ごとに3回開くことになりました。

〔連載第1回〕

自治体革新についての一考察

北海道地方自治研究所

事務局長

山内 敏雄

はじめに

高度成長から低成長の時代に入ったと言われますが、その転換にあたってさまざまな変化や混乱が起きています。とくに経済変動の直接的影響をうける財政問題は深刻です。それは国、自治体を問いません。わけても自治体財政は大変です。

そういう状況のなかで、危機打開策として一番安直に手をつけられるのが、つねに人件費とか福祉関係費です。しかし人件費が高いから、福祉をやりすぎたから“危機”になったわけではありません。

“危機”になった理由はあとでものべるように、直接的にはこれまで国がとりつけてきた経済政策すなわち高度成長政策の失敗にあるのです。“危機”になった原因やそれをまねいた政府の責任がいっこうに問題にされないう、地方財政危機がさげばれ、あたかも原因が“人件費”と“福祉”にあるかのような言いまわし方をされるのは問題です。そして革新自治体のなかでさえ、人件費を上げ福祉を拡大することをためらう風潮があることは注意しなければなりません。

そこで、改めて一度「地方財政の危機」をどう受けとめるか、またこのことに関し



て革新自治体のなかにみられるある種の混乱をどう考えるべきか、さらにはこのような状況下におかれている自治体の労働者はいま何をなすべきか、などについてちいって考えてみたいと思います。

ところであらかじめおことわりしておきますが、私もかつては自治体で働いた経験を持ち、いまなお地方自治の問題にかかわりを持っています。とりたてて学識があるというわけではなく、かつ、きわめて乏しい経験をもとにしてお話をさせていただくこととなりますので、独断的な見解にわたることもあると思いますが、その点は割引いてお聞きとりたいと思います。

(本稿は、自治労横浜市従の労働学校における講演内容を基本に、氏の論文等を参考に編集しなおしたものです)

第一章 地方財政危機の本質をめぐって

一、地方財政危機の意味するもの

(一) 体制側の危機キャンペーンと 労働者側の「危機」意識

いま「地方財政の危機」という言葉が自治体の中できわめて肯定的に受けとめられています。「危機」だから自治体も労働者も市民もガマンをしなければいけない、という雰囲気ができあがっているようです。私たちはこの状況に着目し、危機の持つ意味を冷静にとらえ直してみることが大切だと思います。

これまでの経験からみて、体制側から「危機」という言葉をなげかけられたときは、まずはこれを疑ってかからなければならないのではないでしょうか。「国家の危機」「経済の危機」「教育の危機」とか「〇〇の危機」とかが叫ばれたときは、その「危機」がどんな理由でおこったのか、この危機をみちびいた責任は誰が負うべきなのか、ということ冷静にとらえられてみなければなりません。これが、国際関係の危機とか、戦争の危機とかいわれるときはなおさらのことです。

昭和50年の地方統一選挙がはじまる前段から、自治省が地方財政危機のキャンペーンをはりました。マスコミもこれに同調して政府のチョウチン持ちをしました。地方財政の危機の原因は「人件費が高い」「福祉をやりすぎた」からだということです。とりわけ「革新自治体は市民におもねり、労働者を甘やかすからその弊害がつよくあらわれている」というのです。こうして財政悪化の原因のすべてを人件費と福祉のせいにするのが体制側の危機キャンペーンなのです。

ところでこれに対抗して自治労を中心とする革

新陣営は「危機突破の闘い」で反撃しました。体制側が「危機」だというキャンペーンをはる。労働者側は「危機突破」だということでこれに応酬する。ところが皮肉なことにこのやりとりは「危機」という言葉の部分だけを増幅させ、全体がなんとなく「危機」ということを承認しなければならないような雰囲気になってしまったのです。このことは、自治省の危機キャンペーンが体制順応のジャーナリズムにたすけられて有効にはたらいたたためだともいえましょう。もっとも、それをゆるすような環境をつくりだしたわれわれの側も反省しなければなりません。

ここで私は坂潤の『擬装した挙国一致と、真装の挙国一致とがあるのではない。「挙国一致」そのものが、何物かの擬装なのである』(1936・1)という言葉をおいします。それは戦時体制にむかってまっしぐらにすすみだしていた当時の政府が「挙国一致」をうたいあげることによって、国民世論を危険な方向に誘導しようとする意図していることへの警鐘にはかならなかったのです。この言葉のうち「挙国一致」を「危機」におきかえてみると『擬装した「危機」と真装の「危機」があるわけではない。「危機」そのものが、何物かの擬装なのである』ということになります。

私たちはあらためて「危機」という言葉をうたいあげることによって、国民に抗いがたい制約を押しつけようとする体制側の常套的な手口を見ぬかなければなりません。私たちは体制側からいう「危機」と労働者側がうたえる「危機」の違いをはっきりとさしめすことが大切です。

体制側のいう危機とは、その政策的失敗によってもたらされる国家経済の危機＝国家財政の危機とその影響下にある地方財政の危機をさしています。それは住民サービスの切捨＝住民福祉の犠牲を強制します。したがってその危機打開策が人件

賃金切りつめたり、福祉を切り捨てたりする方向すなわち、住民と労働者に対する合理化政策を選択せざるをえなくなっています。私がうたえる「危機」とは、この労働者や住民におしつけられる合理化が、住民や労働者の生活に犠牲を強い、それが基本的人権を侵害しかねないまでにひろがっていくことへの危機意識の表明にほかなりません。

ところでこの「危機」のもつ意味のちがいがはっきりととらえられず、かつまたこれを大衆のレベルに明らかにし得てなかったところに、「危機」という言葉だけが大きくふくれあがり、「危機だからお互いにガマンしあおう」という政府・自民党の世論操作にまかれていってしまったのです。私たちはこのことを率直に反省してみなければなりません。

そうでなければ「危機」をもたらした原因と、その責任の所在を明確に国民大衆に明らかにすることができないまま、危機突破のために、それこそ「挙国一致」して総動員させられる危険をさけることができないでしょう。

(二) 危機の原因と責任の所在

つぎに政府、自治省の危機キャンペーンがいかにか欺瞞と背理にみちたものであるか、ひとつだけ具体例をあげて反論しておきましょう。

「高い人件費」「ゆきすぎた福祉」が地方財政危機の原因だといわれ、そのキャンペーンは一応、政治的な成果をおさめました。50年統一地方選挙での革新の伸びなやみが、それを証明してくれます。

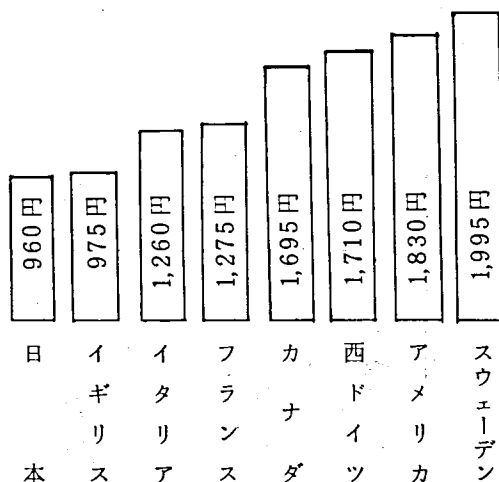
しかし、間もなくこれが真赤なウソだということが明らかになりました。50年度の国家予算がはじまると間もなく、17兆円におよぶ国税収入のうち3兆9千億円の税収が入らないことがはっきりとしてきました。税収が予定したよりも4分の1もダウンするということになれば、その予算を組んだ大蔵省の責任を問われることとなります。事実、衆参両院の予算、大蔵委員会で大きな問題と

なりました。原因を追求された政府首脳（当時の大平蔵相や福田経企庁長官など）も、「47～8年の過剰流動性が原因だ」といわざるを得なくなったのです。すなわち高度成長政策の波にのりすぎ、景気の過熱、インフレをおさえることができなかったためだということなのです。

国の財政はそのまま地方財政にひびく構造になっています。国税収入のダウンは地方税収入のダウンにつながります。また国税三税（所得、法人、酒税）の32%が地方交付税ですから、国税収入の収入はそのまま地方交付税の減少につながります。これでは地方の歳入全体が下るのはあたりまえです。おまけにインフレのあおりをうけて、歳出経費のほうは増大する一方ですから、地方財政が苦しくなるのは当然です。それは人件費を少々おさえたり、福祉をすこしやめたりする程度できりぬけることができるほどなまやさしいものではないのです。

この国会論議を通じて明らかになったように、国、地方の財政危機の真の原因は高度成長政策そのものにあるのです。それは政府首脳も認めざるを得なくなっているのです。それでも自治省あたりはまだ人件費や福祉への攻撃をやめようとはし

図1-1 主要国の1時間当り賃金



(OECD調べ=製造業=1975年9月現在)

ません。またそのシリウマにのってきたマスコミも、これまでの誤った宣伝をいっこうに訂正しようとはしません。

高度成長政策が何を代償として遂行されたかを考えると、この政府キャンペーンが全くのマヤカシだということがすぐ気づかれるはずで、高度成長政策は、大資本本位の過度な行政投資、すなわち国民福祉の抑制と低い賃金、劣悪な労働環境のもとではじめてはたされたのでした。国民の税金や国民から預っている預貯金などの大部分を、大資本のための生産基盤の整備のためにふりむけ、資本の側は自らの力だけでなく国の力を借りて生産性を高めることができました。そのうえ、名目上は多少の増加があっても、実質的には大変低い労働者の賃金（国際比較がそれを雄弁に証明してくれます。）それらによってかちえた国際競争力＝輸出の増大＝が高成長をもたらす大きなバネになったのです。

こう考えますと高度成長が原因だったといながら、「高い人件費」「ゆきすぎた福祉」が地方財政の危機の原因だと言いはるのは、まったくのキ弁といわなくてはなりません。ためにするキャンペーンです。

責任の所在はこの例をみるだけで、どこにあるのか明確です。体制側のこの政治的責任をキビシク問わないかぎり、またぞろ憶面もなくかたちをかえた「成長政策」がうちだされてくることにな

りましょう。今日「低成長」とか「安定成長」とかいわれていますが、一皮むけば具体的にはいままって、なに一つかわってはいません。

（三）慢性的危機状態におかれる自治体財政

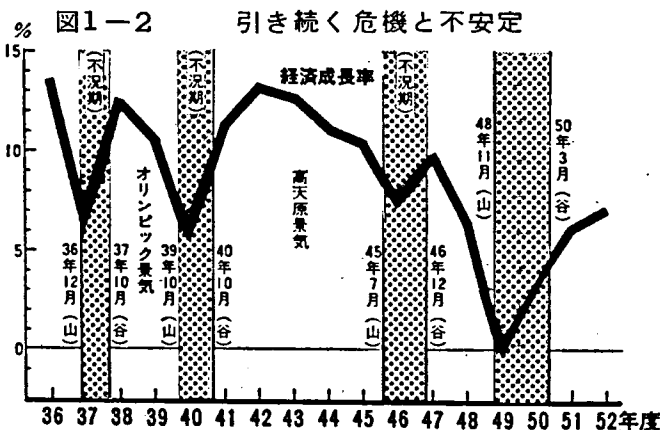
地方財政の危機を、戦後の歴史でおおってみると、丁度10年に一度の割合でおきています。最初は30年前後、2回目が40年当初、そして今回の50年ということになります。そしてその都度、資本主義経済の変動にともなう不況と体制合理化にみまわれてきました。

30年代は「一兆円不況」といわれる、29年のインドシナ戦争休戦に伴う不況がきっかけで、あの悪名高き「地方財政再建特別措置法」（昭和30年）が成立しています。

40年代は、戦後最大といわれる「証券不況」に端を発し、市町村連合、広域市町村圏構想などがうちだされました。

そして今回の危機は、すでにご承知のとおり48年末のオイルショックがきっかけとなり、狂乱インフレを招き、49年の総需要抑制政策を余儀なくさせました。結果は、かって経験したことのない不況・インフレ＝スタグフレーションを出現させたわけです。それは不可避免的に歳入を減少させ、歳出を拡大させます。今回の財政危機が「戦後最大」といわれるのもそのためです。そこで財政収入の減少を補うため、大量の国債と地方債が発行され急場しのぎの対策がたてられています。政策の基調は51、52年度の国家予算でも明らかのようにいっこうに改められそうにもありません。

一方、私たちの側にも「危機はある一時期にやってくる」というとらえ方が一般的で、そのとき



その対応に追われ、それが一応おさまると「危機」に対する警戒心を忘れてしまう、という傾向があるようです。ところが地方財政危機の原因は、基本的には国と地方との財政関係のなかに構造的に内在しているのです。それが外側からのインパクトをうけて一層深刻さを増すのです。

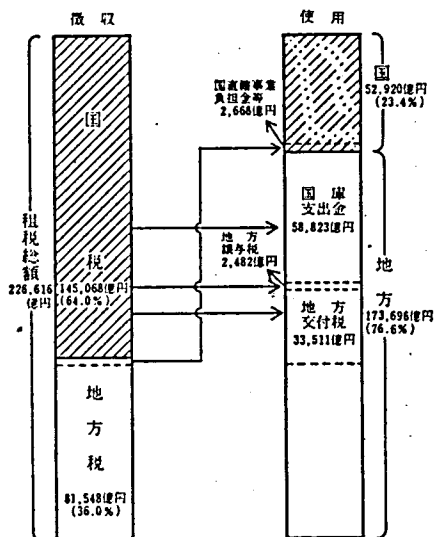
今回の危機は直接的な原因はたしかにインフレ、不況です。しかしかりにインフレ不況がなくなっても、地方財政は基本的には良くならないのです。国と地方との財政のしくみの中に、危機をみちびきだす要因が構造的にひめられているのです。そのため自治体はつねに慢性的危機状況におかれています。

例えば表Iをみましょう。行政サービスの面では、国が30%自治体70%なのに、これをまかなう収入の大余をしめる税の配分は、国が70%で自治体が30%という構造になっています。これでは自治体が70%の仕事をするためには、国からの補助金にたよらなければなりません。これが補助金支配の行政、陳情政治をうみ、後見的中央集権的な支配、服従の構造をつくりあげていったのです。国の制度をすこしいじれば、すぐ自治体にひびく。自治体の財政を赤字にするのも黒字にするのも、自治体のサジ加減ひとつとすらいわれてきたのはこのためです。

この前近代的な支配の構造・制度のおかげで、高度成長政策が貫徹されていったともいえるわけです。国は、補助金という札束で自治体のほっぺたをたたきながら、高度成長政策を自治体におしつけていったのです。これによっても自治体財政が、国の不当な支配のなかで、慢性的危機状況におかれていたことがわかります。もっともこれには、国の側に自治体財政をつねに苦しい状態にしておいたほうが支配しやすい、という底意があったからともいえます。

これまで述べてきたことは、自治体の活動家なら誰でも知っていることです。しかしこれが大衆のレベルで理解されるまでにはいたっておりません。私たちは、この危機の本質を大衆に理解してもらうようにつとめるとともに、大衆のささえを

図1-2 国・地方公共団体間の租税の実質的配分(昭和50年度決算)



(注) 地方交付税については、交付税及び譲与税配分金特別会計における資金運用部資金の借入れ(1兆1,200億円)を控除した数値である。

(地方財政白書52年版より)

背景に、慢性的危機状況を生みだしている構造をつくりかえていく闘いを積極的に展開していかなければなりません。

二、自治抑圧を許してきたもの

自治体の本来は、住民福祉の向上にウェイトをおいた政治、行政の機関です。しかし実際には住民の福祉をすすめるというよりも、国の政策=すなわち資本の要請に忠実な国の政治、行政を下請する機関として機能させられてきました。

どうしてこのような状況になったのでしょうか。それは前の章でもふれたように、国と自治体の間にみられる、後見的、中央集権的な支配服従の関係がながいこと続けられてきたためでした。ところで、このような不合理的な自治抑圧がいつか改められないまゝ今日におよんでいるのはなぜなのでしょう。

(一) 巧妙な世論操作

— ひろがった成長信仰 —

その第一は、権力側の非常に巧妙な世論操作によって、一般大衆のなかに「経済の高度成長」を肯定的にうけとめる風潮がひろがっていったことです。このためにその「成長」が、住民福祉の抑制ことばをかえていえば自治抑圧のうえに成りたっていることをみぬけなかったからです。

池田内閣によって、経済の高度成長が唱えはじめられた頃は、私たちは戦後の経済的貧しさからぬけ出るのに懸命でした。そのため池田内閣が所得倍増政策をうちだし「日本経済の力をつよくし国民の所得を倍増する」といったとき、この大資本本位の生産第一主義を無批判にうけいれてしまいました。「成長とはなにか」「誰のためのものか」といった疑いをさしはさんでみる余裕が、私たちの間にはありませんでした。高度成長による分前が少しでも労働者の側に与えられるのならば「パイは大きくなった方が良い」と思いこまされてしまいました。この巧妙な世論操作によって、「成長信仰」が私たちの内部に深く根をおろしてしまいました。高度成長政策は、この環境・精神風土のなかで容易に目的を貫徹していったのです。

高度成長をめざす生産第一主義は、当然のごとく私たちの命をむしばみ、暮らしを破壊しはじめました。そしてそのはげしさを加えるにつれて、成長政策の被害者としての住民の告発をよびおこしその犯罪性が次第にバクロされていきました。しかし、今なお成長を根底から問いただそうとするものはきわめて少ないようです。そこに「成長」がある種の信仰にさえなっている状況を見いだすのです。

いまは国、地方の財政危機のなかにおかれてはいるが、危機の嵐の通りすぎていくのを、首をすくめてやりすごしたら、そのうちにやがてはまた好景気がやってくるだろう。という期待が多くの国民の脳裏をかすめています。それが大衆の成長への期待「成長信仰」のあらわれなのです。そし

てこのことがまた政治的犯罪ともいえる高度成長政策をそのまま受容してきたことにつながっているのです。

政府、資本はこの大衆状況をしっかりと見すえながら成長政策を延命させようとしています。低成長時代とか安定成長の時代にはいったなどといひ、あたかも高度成長が終ったかのように喧伝しながらその経済政策はいいもかわらず高度成長政策の延長線上にあります。それは50年、51年度の国家の予算がそれを証明してくれます。また福田内閣のもとでの52年度予算が、生活福祉の向上物価安定への期待をよそに、基本的には景気浮揚のための公共投資を、国民福祉の犠牲と高負担のもとにすすめられようとしていることによっても明らかです。それはまさしく装いをあらたにした成長政策といってよいでしょう。

私たちは今こそ「成長」とはなにかという問いを根底から提起し「成長信仰」からのすみやかな脱出をこころみなければなりません。「成長」の名において人間の尊厳を侵害しようとするものに対して、断固とした拒否権を行使しなければならぬと思います。

(二) 「天下国家」型指向と生活卑小視の傾向

第二の理由は、政治のなかにみられる色濃い「天下国家」的指向・生活卑小視の傾向によって、本来「生活」のためにあるべき政治が「生活」をおし殺し、「生活」とは別の次元で政治に対する価値観が決められていくという政治風土が作りだされたのに、権利主体である住民の自治意識がねむりこまされ政治のなかに「生活」の復権をもとめるということをためらわせてきたためです。

ところで明治の絶対主義体制が「富国強兵」という思想でつらぬかれていったことはご承知のとおりです。このため政治の目標はすべて「国家」の経綸にむけられ、「国民」の生活は第二義的にとり扱われてきました。それが大正および戦前の昭和をとおして一層一般化し、国民がそれを疑っ

くあるということは全くなくなっていました。この傾向は大太平洋戦争中に極度に強化されたのは当然のことでした。

しかし問題はそれが戦後も、そして今日まで私たちの政治観のなか牢固として根づいていることです。私たちがばく然と「政治」というものについて持っているイメージは、「国家」の経済、「国家」の財政、「国家」の外交といい、「国家」の経営をどうするかという角度からとらえていることに気づきます。「国民」の個々の生活に即しながら政治を考えてきたとは、おせじにも言えないように思えます。どうも「生活卑小視」の傾向が、政治の「常識」としてまかりとおっているように思えます。このような環境では「国家」の経済を発展させるために「国民」の生活を犠牲にする政治が行われることは、むしろ当然だとさえ言えそうです。

具体的なことに即していえばこういうことです。高度成長政策は「富国」の思想ですすめられました。政府は国民の意識のなかに「国の経済が豊かにならなければ自分も良くならない」という考えが支配的であるという状況をたくみに利用したのです。「国の経済を強くする」という名目で、国民の「生活」に犠牲を強いながら「資本」を強大にする政策をすすめていったのです。

考えてみれば全くおかしいことです。国民主権の国家において、政治とは国民生活の向上を第一義とすることは至極当然のことです。にもかかわらず実際の政治は、国民生活の日常の課題をはなれたところで云々されているようです。ですから衆参両院の予算委員会などを見ても、国民生活の現実をふまえた論争よりも抽象的な政策論議やイデオロギー論争が目立つようです。これでは国民に「政治」とは「生活」と無縁なものであるというような印象をあたえかねません。

このような政治のあり方が、政治に対する国民的無関心、俗にいう「シラケムード」をつくりだしているのです。国民がシラケているほど権力者の勝手な政治がまかりとおることになるのですから、私たちはこれまでの「天下国家」的指向・生活卑小視からいち早く脱け出して、「生活」に即し

て「政治」を考える態度をしっかりと身につけなければなりません。

(三) 革新陣営の分立抗争と

貧弱な政策提起能力

第三の理由は、革新内部の分立抗争が激化し、結束して高度成長政策に対決する体制をつくることができなかったためです。

ところで革新陣営内部の対立抗争がなぜ激化したのでしょうか。それは革新側の政治についての思考と行動様式にも「天下国家」型の指向・体制的指向があり、生活に即して政治を考えるという指向がなかったということと深くかかわっています。わが国の革新陣営、わけても革新政党はともすれば観念的で、理論信仰ともいえるような方向にかたよりがちです。イデオロギー偏重、理論信仰が党派的对立をうむのは当然の帰結です。そこで国民生活不在の政治抗争がくりひろげられます。

もちろん革新政党ですから「国民のいのちとくらしを守る」という課題は高くかかげていますが、ともすればスローガンに終わってしまいがちです。革新側の観念的指向、それゆえのイデオロギー偏重と理論信仰が内部の分立抗争をうながし、それが感情的にまでエスカレートしていくことによって革新諸組織間の連帯を弱め、統一して体制にたちむかっていくという力を弱めます。これが体制側の論理＝高度成長政策を容易に貫徹させていった大きな原因のひとつなのです。

革新政党、革新陣営といわれる側がイデオロギー偏重や理論信仰にたてこもっているかぎりその分立抗争は続き、保守の永久支配を容易にさせていくのです。ここから脱皮する方向は、国民生活の要求に即した政策をつくり、そこに一致点を求めて共同の戦線を築きあげていくほかはありません。巷間つたえられている政党間の組合せによる統一戦線とか連合戦線とかは、そのうえに検討されるべき課題となりましょう。

革新側は国民生活の実際、国民各層の諸要求をふまえた政策を提起する能力を蓄積し、発揮して

いかなければなりません。それがはたされていかないのは、革新陣営の諸組織がめぐいきれないでいる「内なる天下国家型指向」であり「内なる生活卑少視の傾向」によるものだと思います。

革新陣営はあらためて埴谷雄高の『生活が政治を支えているのではなく、政治が生活を支配しているという。この逆さまな構造に、私たちがこれほど無惨に、これほど腹立たしく、これほど哀われにぎっちりと捉えられているとすれば、政治の消滅したところでなければ「平等な人間関係」など単なる標語であり、「ヒューマンイズム」は発言者の希望に飾られた空語にすぎない、とこれまたいわなければならなくなるほどである』(「政治のなかの死」より)。という発言を真摯に受けとめてみなければならぬのではないのでしょうか。

ところで住民福祉を守るべき自治体の政治行政はどうなっているのでしょうか。わが国の地方自治は、戦後民主的な改革をくりぬけながらも、いまだに国と地方の間にみられる後見的・中央集権的な支配服従の関係、という前近代的な支配のワク組みのなかにとりこまれています。このために、住民福祉の抑制を余儀なくされています。このことは革新自治体の場合も例外ではありません。

自治体の仕事は、本来の住民の意志、住民の論理にもとづいて進められるべき側面と、資本の論理にみちびかれる国の政策要請に忠実にならざるを得ない側面との二つの面をもっています。両者は相反する側面ですが、住民福祉をまもるという自治体の役割から考えれば、後者の側面はつねに前者によってチェックされるかたちにとられなければなりません。そのためにも革新陣営、革新政

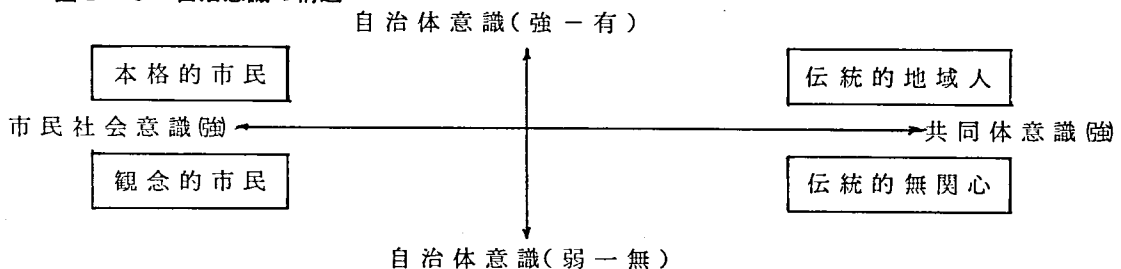
党は、こうしたありようをささえ、生活、福祉が第一義的にとらえられるような政治、自治体が重視されるような政治が進められるように、発想の転換をはからなければならぬのではないのでしょうか。

さて革新の分立抗争とかかわって、高度成長政策に有効なハドメをかけることができなかった理由のひとつとして、革新陣営の政策提起能力の貧困をあげなければなりません。革新側の政策提起の能力は、革新自治体における実践をとおして一定の評価をうけています。しかしそれは、まだごく一部のものに限られています。したがってそれらの蓄積が、高度成長政策に対抗する革新の政策を提起するまでには高められてはおりません。

それはこれまでの政治的諸闘争において革新政党の多くが、国民に対して「保守」か「革新」かといったきわめて漠然としたイデオロギー選択をせまるというかたちをくりかえしてきたために、現実的な公約、政策に即して政治選択をしようという国民大衆の要求にこたえられなくなってきていることのあらわれでもあります。国民の多くは、保守か革新かを政治選択のメルクマールにはしていません。なにをするのか、なにをしないのかが選択のよりどころになっています。

革新陣営は、これまでともすれば抽象にながれがちな政治論議にうき身をやつすことをやめ、国民生活をどうするかという具体的な政策的提起をすすめるとともに、その実行のためのプログラムを提示するという、いわゆる政治的リアリティを急いで身につけなければならぬのではないのでしょうか。

図1-3 自治意識の構造



(世論科学協会「大都市周辺における自治意識の実態調査報告書」より)

三、「危機」打開の方向をさぐる

(一) 制度改革の提案だけでよいか

国、地方を通じての財政危機、その打開策としてこれまでいろいろな立場からの提案がなされています。ここではその提案の内容にいちいち立ち入りませんが、それらの提案の基調、ないしは基本的な構え方について、具体的な運動の方向とてらしあわせながら考えてみたいと思います。

さまざまな提案といっても、ひとつはどちらかといえば体制側にたつもの——たとえば地方制度調査会の答申、全国知事会の提言、全国市長会、全国町村長会の提言など、他のひとつは体制批判にたつ革新側のもの——たとえば全国革新市長会の提言、平和経済計画会議の報告、自治労の自治体行政改革の10の提言などというように分けられると思います。いずれにせよ、たくさんの提案、報告がなされています。これらの提案をみますと、それぞれの立場のちがいはあっても、当面する危機を克服するためにいくつかの有効な具体策がしめされています。

ところで、この内容を分析するのは別の機会にゆずることにしますが、一つだけ素朴な疑問があります。それはこれだけの提案がなされているながら、実際には国の制度改革に対してどれほど有効なはたらきをしたらうかということです。提案内容はいろいろありますが、共通してとくに強調されている点は「国と地方との行財政関係を変えていかなければならない」ということです。しかしこのことは、こと新しいことではなく、これまで何回か提案されてきたことですが、いっこうにかえりみられませんでした。

それにはいろいろな理由があげられるでしょう。わけても国が地方を支配していくのに都合が悪い点が最も大きな理由でしょう。それは政治体制が

変らなければ変えられないものかも知れません。しかし現実的に考えればもっと違うネックがあるように思います。

それは制度を改革させようとする側の運動の力が弱かったということです。ではなぜ運動の力が弱かったのでしょうか。それには次のような理由があげられると思います。

ア、知的作業にとどまる 制度改革案の策定

第一は、これらの提案に共通していえることですが、制度改革案の策定が学者・研究者・実務家などといったレベルの知的作業にとどまっていたために、運動をよびおこしていく力がともなわなかったということです。これまでの策定過程はほとんど学者・研究者・実務家が改革案を作ってこれを大衆にしめす、という形でしか行なわれてこなかった。したがって国民生活の実際に即した徹底した大衆的吟味をめぐりぬけるという機会がなかった。このため改革案が運動をよびおこしていくことができなかった、ということです。

改革案は学者や専門家が作り、実行は労働組合などの大衆組織がなう、というこれまでのパターンをくり返していたのでは新しい局面はひらけません。

自治労の10の提言のなかにも「提案が実行されなかったのは運動がともなわなかったからだ」と言っています。制度を変えようという提案を何回くり返してみても、それが学者・専門家の知的いとなみにとどまるかぎり無力です。改革案が政治的強迫力をもちえなかったのは、改革案について運動をすすめる側が十分にこれを消化しえなかったという問題もありますが、むしろ大衆の改革要求を底辺から組織していくことができなかったからではなかったかと思います。

いまこそ知的作業にかかわる人々、運動を指導する人々、さらに運動主体である大衆との間に一定の合意がみちびきだされるために、相互に徹底したぶつかりあいをめぐりぬけることがつよくも

とめられています。

イ、みさだまらぬ運動とのかかわり

第二は、これらの提案が運動とのかかわりをどうみさだめているかということが、はっきりしていないという点です。いわば提案しただけで、それぞれについてどれをどのようなかたちですすめていくか、ということがハッキリしていないということです。

たとえば、短期に解決できるもの、ないしは解決しなければならぬものはどれか。長期にわたらざるを得ないものはどの点か。長期とはどのくらいの時間が考えられるのか、などの区別。さらには自治体の内部努力で解決されるものはどれか。またいわば自治体の外側の条件——国と自治体、または自治体相互の関係を変えなければならぬのはどれなのか。さらに期間の問題と自治体の内外の関係の相互の組合せによって解決されなければならないのはどれとどれなのか、などがハッキリ示されなければなりません。そうでなければ、提案の内容は結構づくめだが「絵にかいたモチ」になってしまいます。

提案を実現させるためには、どこからどう手をつけていくかということを提案自体のなかにもりこんでおかなければならないのではないのでしょうか。

ウ、改革要求と運動主体のかかわり

第三の点は、改革要求と運動主体のかかわりがハッキリと示されていないということです。制度改革の提案は、それが実現されるためには運動をよびおこしていかなければなりません。そこで改革要求と運動主体とのかかわりをハッキリさせなければならなくなります。

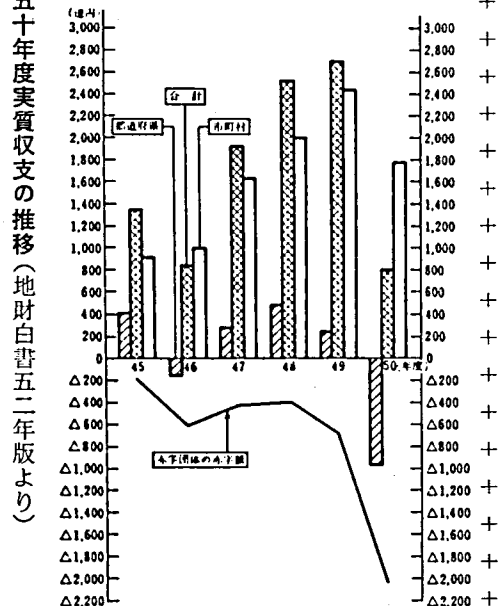
たてまえどおりにいけば、運動の主体は提案を行った機関・集団ということになるでしょう。それぞれの機関や団体＝具体的には全国知事会であり、全国市町村会であり、革新市長会であり、自

治労であるわけですが、それぞれに体系化された改革要求を提起することは大切なことです。しかしその要求を実現させるためには、運動がともなわなければなりません。ですが現実には提案のすべてを提案した機関や団体が運動主体として消化していけるものではありません。それぞれの機関や団体が、改革要求のうち運動としてとりあげていけるものは実際にどれとどれであるのか、具体的にさし示されなければなりません。多くの提案は、その点がハッキリしないのです。

ところでもう一つ問題があります。それは提案の多くが、国の制度改革にむけられているということもあって、改革要求のありようが、国と自治体、または国と自治体にかかわる諸団体との間のやりとりで終わってしまうことが多いということです。しかしこれだけでは制度改革は果されません。制度の直接の被害者である住民との連帯のなかでなければ、古い制度の厚いカベをつきやぶることはできません。

運動主体は改革を提案した機関や団体であっても、それを実現させるためには、あくまでも権利

昭和五十年実質収支の推移(地財白書五二年版より)



1.体の「住民」との連帯と協働にささえられていかなければなりません。しかし提案にあたって徹底した大衆討議をめぐりぬけたと思われるのは、残念ながら見あたりません。

くり返しますが、提案が運動をよびおこしていくためには、それがたんに専門家の知的作業にとどまることなく、真の大衆吟味をめぐりぬけ、大衆的ささえに裏打ちされたものになるよう、さまざまな工夫がつみ重ねられていかなければなりません。そうでなければ、制度改正の要求が、実効力ある政治的強迫力を持ち得ません。

(二) 財政のしくみと住民共闘

ア、財政分析の効用と限界

自治労の運動をふりかえって見れば、財政危機ということがさげばれると決って「財政分析」ということが強調される、ということがくり返されているようです。それ自体必ずしもまちがっているとはいえませんが、なにか場当りな感しかしないでもありません。そこで財政を知ることがどういう意味をもつか、たちいって考えてみたいと思います。

これまで「財政なんか知らなくても闘える」「なまじわかっているとかえってケンカがしにくくなる」と言われてきました。たしかに財政を知ったからといってそこからただちに闘いのエネルギーを引きだせるわけでもなく、なまじっか知ったためかえって戦闘力をそがれる、ということも一面の真理をついているといえましょう。しかし「彼を知り、己を知れば百戦危からず……」という格言にもあるように、闘いの見通しを確たるものにするためには「彼を知る」ことは欠くことのできない条件でもあります。

「財政とは、支配と管理の具体的な表現である」と考えてみたらどうでしょうか。財政によって権力支配のしくみや管理のかちがわかる、財政を

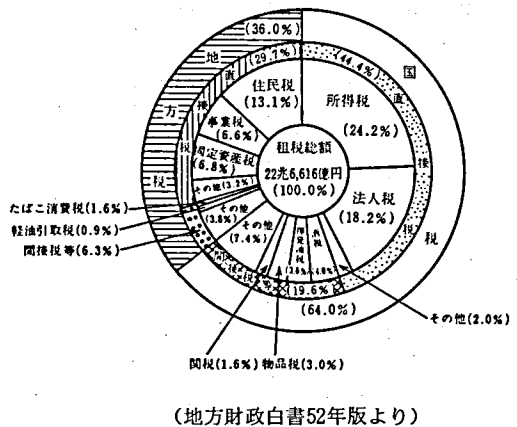
知らなければ自分がどう支配され管理されているかわからない、ということになりましょう。そこで財政を知ること、自治体の予算、決算などをおして支配と管理の実態をとらえる、ということが重要な意味をもってきます。

財政を規定する法律・命令・条例・規則・政策・予算が、はたして住民にとって望ましいものであるかどうか、また住民の負担が適切なものであるか、さらにはサービスのメカニズム（しくみとしかた）が自治体労働者の基本的権利を侵害してはいないかなど、住民や労働者に対する支配と管理がどのようなかたちですすめられているかがハッキリととらえられなければなりません。

私たちは「財政を知る」「知らせる」運動のひとつとして財政白書づくりを行ってきました。この効用と限界をめぐっていろいろな評価や批判がありますが、一定の成果をおさめてきたといえましょう。しかし率直に言って、それらは計量的分析という枠ぐみからぬけでていないように思います。

財政分析が、予算・決算の数字を手がかりとしてすすめられるものである限り、それはのりこえられぬ限界をかかえています。そのうえどうしても自治省や財政当局のデータを基礎にして分析するかたちになりますので、いわば自治省的分析法ないしは診断法にひきつられていく、という危険な面さえでてきます。例えば「経常収支率が悪

図1-4 50年度決算による国税と地方税の状況



い」と言われれば、なにもたちいて吟味しないまま「財政運営が悪い」というように肯定的に受けとめてしまいがちなあり方がそれです。これでは自治省が恣意につくりあげた診断のしかたを承認してしまうこととなります。これは今までの財政に対する理解のしかた・とりくみかたに問題があったからだと思いますが、まちがった分析態度といわなければなりません。

自治省的な財政診断の思想と方法をみぬいたうえで、住民のサービス要求や負担の状況、行政運営のしくみや管理のしかたに即しながら財政の実態にせまる、という分析手法が開発されなければなりません。財政を知るといことは、私たちにとって緊急な課題です。しかし、いかに知るかという方法も、それに劣らず重要になってきています。

真に住民の立場から見た、住民が理解できる「白書」をつくりあげることからはじめられていかなければなりません。

表1-1 国税と地方税の予算額と
決算額の累年比較
(単位 億円)

	年度	当初予算 A	決 算 B	増 減 (B-A)
国 税	40	32,877	30,495	△ 2,382
	44	57,381	60,243	2,862
	45	69,384	72,957	3,573
	46	82,962	79,272	△ 3,690
	47	88,485	97,701	9,216
	48	110,786	133,655	22,869
	49	131,790	150,362	18,572
			補正後	
	50	173,400	134,610	△38,790
	地 方 税	40	14,948	15,494
44		27,998	30,902	2,904
45		33,748	37,507	3,759
46		40,550	42,357	1,807
47		43,668	50,045	6,377
48		55,471	64,913	9,442
			地財計画補正	
49		71,957	74,697	2,740
			地財計画補正	
50		88,850	78,218	△10,632

国税は、租税および印紙収入の額

イ、行政内容と住民共闘

財政分析とかかわって、もう一つ大切なことは、行政内容をひとつひとつたしかめていく、いわゆる行政点検をすすめていくということです。いま進められている行政が市民のためになっているかどうか、実際の行政がどんなかたちで行なわれているのか、が、シッカリ見きわめられていかなければならないということです。

私たちが、それぞれの仕事に即して行政や財政のしくみをよく調べて、それを住民にわかってもらうために、日常的に点検の運動をすすめていくことです。こうしてこそはじめて住民との共闘が進められる基盤が生れてくるのです。

「労働者だけの運動では苦しいから住民の力を借りる」ということでは、厳密にいえばそれは「支援」を求めるといことにすぎません。住民と自治体労働者が「共通の被害者である」という認識をもったところに真の共闘が生れるのです。自治体労働者は、自分たちの仕事を実際に市民生活・福祉を高めるためにどれほど役立っているのか反対に障害になっていないかなどについて、いろいろな角度から確かめていく。このことへのとりくみを日常的なものにしていく。頭の中だけや口先だけでなく、実体化していくために努力していく、ということが「共闘」をみちびき出していきいとぐちとなるのです。

地方財政の危機を突破するたたいは、自治体労働者だけのものではありません。それは、今日の政治の質——「生活」を切捨て「資本」の論理に忠実にうごくという政治を、「生活」のための政治に切換えていくための、国民的な総抵抗のたたいであります。それだけに、自治体労働者と住民が「共通の被害者である」という認識のうえにたって、この共闘をおしすすめることが強く求められています。

ロ 自治研運動の活性化をもとめて

自治労運動のこれまでのあしどりをみますと、

地方財政が危機だといわれるたびに「自治研の強化」がくり返しさげられてきたように思います。財政がくるしくなると闘いがやりにくくなり、いわゆる成果もあがらない。一種の敗北主義が全体をおおうようになる。そこでこのたたかひのゆきづまりをつきぬけるために、自治研の方にエネルギーをむける。こんなことをいうのはいささか極端ですが、これまではどうもこのようなかたちをくり返してきたようにみえます。

「自治研は反合理化の闘いをねむりこませる」などという批判もそこからうまれてきたようです。ところでこのようなくり返しから脱出するにはどうしたらよいでしょうか。

自治研活動は、昭和30年前後の深刻な地方財政危機を契機としてとりあげられたことは周知のとおりです。その後いくつかの曲折を経て今日の「自治研活動とは、住民の地方自治を守り民主主義を発展させる自治労の運動である」というテーゼ的文言によって示されるように、自治労の運動として定着し、一定の成果をおさめてきました。

自治研は、支配の具体的なかたちを明らかにする運動でもあります。自治体労働者は、政策と予算・法律・条例・規則などさまざまなキマリにもとづいて仕事をしています。そこで自治研は、そのキマリどおり仕事をしていたら住民はどうなるか、ということを考えてところから始まります。日常的な仕事が、はたして住民のためになっているかどうかをたしかめるということは、実はすぐれて階級的な視点にたつてすすめなければできな

いことです。

これまでのように外からのインパクトを受けてはじめて問題に気づき受身でこれをとるくむ、ということではダメだということです。問題がおきてから、世間やジャーナリズムがさわぎだしてから、これととりくむというのではなく、問題を積極的にほりおこしていくということできなければなりません。そのためには、自分たちがすすめている行政の日常を凝視する姿勢が必要になってきます。

危機のたびごとに自治研の重要性がうたいあげられてきた。これを裏返していえば自治研が日常化していなかったことを示しています。危機がとおりすぎればいつの間にか自治研が二義的に扱われる、という状況こそ問題なのです。基本的には住民自治の内実化を求めて日常的に追求されるべき運動なのです。そうでなければ「地方自治を住民の手に」という訴えは、たんなるスローガンで終わってしまうでしょう。

それから大切なことは、自治研活動を労働運動のかたてまでやるという今までの活動様式を改めることです。それにはそれぞれの単組の政策・運動方針の決定過程こそ、すぐれて自治研の場であるという認識にたつことです。そして、住民の生活の実際、サービス供給の現場の日常のなかから、積極的に実践研究課題をほりおこし、これを単組の運動方針の決定過程にとり入れさせていくことが考えられていかなければなりません。



かながわ
自治研センター

設立記念タイタック 発売中

¥ 300 円

学者、研究者、自治体関係者、労働者市民の手によるこの「神奈川県地方自治研究センター」ができました。「地方自治を住民の手に」をあい言葉として、このセンターを発展させる意思をあらわしています。



かながわの自治体うごき

「軍転審」廃止めぐり攻防

横須賀市VS政府

政府が検討を進める行政改革の中で浮かび上がった「旧軍港市国有財産処理審議会」（通称・軍転審）の廃止問題が、にわかに注目を浴びている。横須賀市など全国4つの旧軍港市だけに関係あるこの審議会を、他の審議会に統合して行政事務の簡素化をねらうというのが政府の意向だが、4市としては、同審議会の設置を規定した旧軍港市転換法（軍転法）により、旧軍用地の再利用などに際しては他都市に見られない恩典を受け、同法や同審議会を終戦で荒廃した市再興の「より所」としてきただけに「まだ「戦後」は終わっていない」と猛反対。地元選出国會議員などを総動員して同審議会の存続運動に立ち上がっている。

（9. 2 神奈川）

基地跡地の3分割

大蔵省ペースを警戒 基地都県の結束がカギ

大蔵省の新処理基準が打ち出されたのは昨年6月。その内容は、面積10ha以上の大規模跡地は3分の1ずつを国と地元が利用し、残る3分の1は保留地として処分する、としたほか、地元への払い下げは原則として有償とし、①従来5割以内の減額譲渡だった高校用地は2割5分の減額譲渡に②全面無料貸し付けだった公園用地と人口急増地の小・中学校用地は面積の2分の1を時価譲渡とする一など

というものだ。

当面、この新基準の適用対象となるのは、相模原市のキャンプ淵野辺跡地（約66ha）朝霞市のキャンプ朝霞跡地（318ha中280haが返還済み）など、首都圏に10カ所もあり、数多くの基地を抱える本県をはじめ関係自治体は、地元にも多大な財政負担を強いる、などの理由でこの新基準にこぞって反対している。

本県や東京、埼玉など関係自治体が最も強く警戒するのは、今度の朝霞市のような自治体の個別交渉が大蔵省のペースにはまり、これまで結束してきたきずなが次々とヒビ割れを起こしてしまうことだ。

神奈川、東京、埼玉の首都圏の「基地都県」知事も結束して、これまで全国渉外知事会や全国知事会などを通じて新基準の撤回をさまざまに働きかけてきている。

（9. 5 神奈川）

キャンプ淵野辺

暫定仮使用で合意 相模原市の小学校用地

相模原市・キャンプ淵野辺の跡地利用は、大蔵省の3分割・有償処分案をめぐって地元と対立、こう着状態が続いているが、同跡地の一部を小学校用地として暫定仮使用できることが、13日までに、県と大蔵省の間で合意された。

今回、合意されたのは①同跡地西側に当たる約2万1千㎡を無償で暫定仮使用することを認める②新処理基準問題が決着したときは、

その時点から同基準で措置する③正式には10月19日に開かれる予定の国有財産関東地方審議会で審議したうえで決める一3点。

長洲知事は「今回の暫定仮使用はあくまで新処理基準案とは別ワク。しかし双方に一つの雪解けが来たともいえる」と受け止めている。しかし、大蔵省側は「今回の措置は苦肉の策。新処理基準案を了解してもらって姿勢が変わりはなく、こちらがあえて譲歩したのだ」としており、新処理基準案をめぐる今後の折衝に微妙な影響を与えそうだ。

（9. 13 神奈川）

無理を承知

「勲章着用」の勧め 茅ヶ崎榎木市長

10月1日に市制施行30周年記念式典を行う茅ヶ崎市では式典の招待者に案内状郵送の準備をしているが「勲章、褒章、記章、自治功労章を受章の方は着用してご出席くださるよう」との一文が付け加えられている。5日の記者会見後の雑談で、榎木市長は自分の方からこのくだりについて「あれは、事務当局が「そんなことしたら反発されるし、新聞でも袋だたきにあうから」と反対したのを無理に入れさせた」と内幕を披露。同市長によれば「せっかく勲章をもらってもつける機会がない」との声を前々から聞いていたので「それなら」と実行したまでのこと、「他意はない」という。果たして当日何人ぐらいの人がつけてくるか。ちなみに同市長は勲章の類はひとつももらったことはない、という。

（9. 6 神奈川）

絹糸輸入の制限緩和

政府へ要請が必要

横浜スカーフで飛鳥田市長

米国から帰った飛鳥田横浜市長は5日の記者会見で、米側との横浜スカーフ輸入規制緩和交渉の印象などを語った。

この中で同市長は「米側は今回の輸入規制措置を、日本の国内問題としてとらえている面もある。その点から今後は横浜のスカーフ業界が直接、日本政府へ絹糸輸入の制限緩和を働きかける必要がある。養蚕農家は福田首相のおヒザ元の桐生や高崎。高崎の敵を横浜で取られてはかなわない。国内養蚕保護の名目で輸出産業を抑えるのは間違いだ」とまくしたて、

経済の福田”を相手に“飛鳥田の経済”を一くさり。

(9. 6 神奈川)

見込めぬ税の増収

県債の比重が高まる

《県9月補正予算案》

県は6日、一般会計23.2億1千万円など特別、企業3会計を合わせ23.4億7千万円の9月補正予算案を発表した。依然としてはかばかしくない景気回復の状況から、財源面で県税の増収が見込まれず昨年の9月補正予算を若干、

下回る規模の編成となった。知事は「本県においても景気への展望が開けず、大幅な補正を組むには至らなかった」と当初予算を充実することに配慮したことを語った。

一般会計の財源としては県債の比重がグンと高く借金型。支出面では相変わらず増え続ける中学卒業生のため来年春に県立高校5校を開校させるほか、3校を開校させることが出来るよう予算措置をしている。この補正予算は20日から始まる9月定例会に提案される。

(9. 7 神奈川)

〔9月補正予算案の概数〕

会計別	前回までの累計額	今回補正額	計
一般会計	5,500億 9,436万円	232億 1,007万円	5,733億 0,444万円
特別会計	968億 5,691万円	2億 6,074万円	971億 1,765万円
企業会計	764億 7,980万円	160万円	764億 8,140万円
計	7,234億 3,108万円	234億 7,241万円	7,469億 0,349万円

編集後記



創刊号でお約束した北海道自治研山内氏の論文の掲載がやっと今号から始まりました。全三章からなるこの論文は多くの示唆に豊んでいます。3~4ヶ月かけての連載となる予定です、次の号が待ち遠しいといってもらえば大喜びです。

理事・研究講師団会議はまる1日かけての大論議。2ページではさわりだけで終わってしま

いとでも残念です。次回の研究会までに詳細を準備する予定です。なおこの会議で①地方財政、②税制白書づくり、③住民参加と行政の対応、の3つの研究会の設置が決まりました。乞御協力!

(上林)

秋こめと目にはさやかに見えねども——の和歌どころか陽射の強さに驚かされている9月の中旬。せっかくの夏は長雨にたたられたというのに……。図書の整理を始めたいのですがどなたかお手伝いしてほしい、など甘えてはダメですね。

(桜井)

1977年9月25日発行

自治研かながわ月報 第4号

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 広田武治

編集人 上林得郎

定価 1部 200円

〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎045(662)0743~4

振替口座 労働金庫本店 1365-001882 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821, または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ 定価300円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。